

サービス名称	型名
サブスクリプションライセンス/サポート (S L & S)	SV2L1**** SV2L4**** SV2L7****

1. サービスの提供

富士通株式会社 (以下「富士通」という) は甲 (以下「お客様」という) に対し、第4項記載のサービス (以下「本サービス」という) を提供します。

2. サービスの対象製品

本サービスは、明細表記載の製品のうち、「S L & S」が品名として明示され、かつ、明細表記載の型名により特定されるプログラム (以下「対象プログラム」という) を対象とします。対象プログラムに富士通が作成している修正プログラム等を適用したプログラムも、対象プログラムに含まれます。

3. サービス実施の前提条件

- (1) お客様は、対象プログラムを格納した媒体 (以下「メディア」という) を別途入手しているものとします。
- (2) お客様は、富士通が本サービスを実施するにあたり必要な情報を富士通に提供するものとします。富士通は、お客様より提供される情報に基づき、お客様の指定する本サービス利用者 (以下「サービス利用者」という) を登録し、当該サービス利用者に対して、本サービスの開始予定日、ID番号、専用電話番号を通知します。なお、お客様は、当該ID番号および専用電話番号につき、サービス利用者以外の第三者に開示、提供等しないものとします。
- (3) お客様は、次項第(2)号において、富士通所定の本サービス用ホームページ (以下「SupportDesk-Web」という) によるサービスの提供を希望する場合は、当該SupportDesk-Webを閲覧できる環境を自己の責任と費用負担において整備するものとします。
- (4) お客様は、富士通が適切にサービスを実施できるよう、ファイアウォールの環境を整備し、正常に動作させるものとします。
- (5) お客様が本サービスを利用する際必要となるハードウェア、プログラム、インターネット接続回線等は、お客様の責任と費用負担において整備するものとします。

4. サービスの内容

- (1) 使用権許諾
 - a. 富士通は、お客様に対し、本サービスの実施期間 (以下「実施期間」という) 中、別途富士通Webサイト< <https://www.fujitsu.com/jp/products/software/resources/condition/licenssupport/subscription-licensing/>> (後継のWebサイトを含み、以下「本サイト」という) に掲載した本サービスに対応するライセンス条件説明書およびその修正条項に記載したライセンス条件等 (本サイトにおいて指定されたものに限られるものとし、以下「使用条件」という) に従って、対象プログラムを使用する権利を許諾します。
 - b. 対象プログラムの別ソフトウェアへの組み込み

対象プログラムが、別のソフトウェアに組み込んで使用されることを想定したソフトウェアである場合には、お客様はメディアに添付されるマニュアル等 (以下「マニュアル等」という) 記載の要領に従って、対象プログラムの全部または一部を別のソフトウェアに組み込んで使用することができます。
 - c. 複製
 - ア. 対象プログラムの複製は、本号a.の使用条件に記載の条件に基づいてコンピュータにインストールを行う場合、上記b.に定める場合、およびメディアに関するライセンス条件に定める場合に限定されるものとします。対象プログラムが組み込まれた別のソフトウェアについては、マニュアル等で富士通が複製を許諾していない限り、複製は行わないものとします。ただし、対象プログラムまたはメディアに複製防止処理がほどこしてある場合には複製できないものとします。
 - イ. 上記ア.によりお客様が対象プログラムを複製する場合、お客様は対象プログラムに付されている著作権表示を、変更、削除、隠蔽等しないものとします。
 - ウ. 対象プログラムの複製物についても、本サービス仕様書および使用条件に記載の各条件が適用されるものとします。
 - d. 第三者への譲渡
 - ア. お客様は、対象プログラムについて、第三者に対し、これを譲渡、貸与または再使用権を許諾しあるいは担保の目的に供することはできないものとします。
 - イ. お客様は、対象プログラムについて、第三者に対し、富士通の許可なしに直接操作、またネットワークを介して操作させることはできないものとします。
 - e. 改造

お客様は、対象プログラムについて、改造、逆アセンブル、逆コ

ンパイルを伴うリバースエンジニアリングを行うことはできません。

(2) サポート

a. 問題解決支援

富士通は、本サービスの実施期間中、電話・SupportDesk-Web・E-mailにより、対象プログラムに関する以下の質問・相談をサービス利用者から受け付け、電話にて回答します。

- ア. 対象プログラムの仕様、操作方法に関する質問
- イ. 対象プログラムが正常に動作しない場合における原因調査、回避措置に関する質問・相談

b. SupportDesk-Webによるプログラム提供等

富士通は、お客様がSupportDesk-Web閲覧環境を整備した場合、以下のサポートを提供します。

ア. 修正プログラム等の提供

富士通は、対象プログラムに関し、富士通が作成している修正版、レベルアップ版 (プログラムNo. が変更されないもの) またはバージョンアップ版 (プログラムNo. が変更されるものをいい、以下修正版、レベルアップ版と総称して「修正プログラム等」という) のうち、富士通が別途定めるものについて、当該修正プログラム等の提供の希望をSupportDesk-Webでお客様より受け付けた場合、SupportDesk-Webに記載する富士通所定の方法に従い、修正プログラム等を提供します。

イ. 各種情報の提供

富士通は、富士通が保有する対象プログラムの仕様、運用方法、障害回避措置等に関する情報、製品情報、技術情報をSupportDesk-Webを通じて、提供します。

c. 本サポートの実施時間帯は、以下のとおりとします。

<a. 問題解決支援>

- ア. 電話でのお問い合わせ受付は24時間365日とします。
- イ. E-mail、SupportDesk-Webでのお問い合わせ受付は24時間365日とします。
- ウ. お問い合わせに関する回答は24時間365日行いますが、平日19時から翌日9時までおよび平日以外の時間帯についてはお客様と富士通協議のうえ、緊急性が高いと両者が合意した質問・相談に対してのみ当該時間帯内に行います。なお、平日とは月曜日から金曜日 (祝日および12月30日から1月3日までを除く) とします。

<b. SupportDesk-Webによるプログラム提供等>

24時間365日とします。ただし、予めお客様が富士通に通知するサービス停止日を除きます。

5. サポートにおけるその他の規約

- (1) お客様は、修正プログラム等をお客様の責任において対象プログラムに適用するものとします。
- (2) 以下の事項については、本サービスのサポートの対象としません。
 - a. 対象プログラムを用いてお客様が作成中、または作成済のプログラムに関する質問・相談、プログラム作成に関するノウハウ提供、アドバイス、その他の技術指導
 - b. 対象プログラムのソースコードの内容に関連する質問・相談
 - c. 対象プログラムの提供元が提供する修正プログラム以外の修正プログラム作成・提供
 - d. 対象プログラムについて、対象プログラムの提供元または富士通以外の者が提供している情報に基づく質問・相談
 - e. お客様が要求する性能を実現するための相談、ノウハウ提供、アドバイス、その他の技術指導
 - f. お客様の要請に基づく、富士通所定の事業所以外での本サービスのサポートの実施

6. お客様の協力義務

- (1) 本サービスのサポートに基づく質問・相談を行うにあたって、サービス利用者は、本サービスにおいて付与されたID番号を富士通に通知するものとします。
- (2) お客様は、問題解決支援において、富士通が必要と判断した場合、対象プログラムの稼働履歴等の資料採取を行い、富士通に提供するものとします。
- (3) お客様は、対象プログラムの障害発生に備えるため、次に記載するものうちお客様が必要と判断するものについて、バックアップを取得するものとします。
 - a. 対象プログラム
 - b. 上記a.以外の対象プログラム上で動作するソフトウェア
 - c. 上記a.またはb.記載のソフトウェアにおいて取り扱うデータ等
- (4) お客様は、本サービスの終了後1か月以内に、富士通所定の書面により、対象プログラムを適切にアンインストールしたこと、または、使用できない状態であることを富士通に通知するものとします。

7. 本サービスの廃止

- (1) 富士通は、富士通の都合により本サービスを廃止することがあります。その場合、富士通は12か月以上の予告期間において書面をもってお客様に通知するものとします。ただし、対象プログラムに組み込んだ第三者モジュールに関する権利を富士通が喪失するなどの事象が発生した場合においては、この限りではなく、当該事象の発生と同時に本サービスが廃止されることがあります。
- (2) 本サービスが廃止となった場合、廃止日をもって本サービスは自動的に解約されるものとします。また、廃止日をもって実施期間は満了するものとします。

8. 対象プログラムの使用状況等に関する監査

- (1) 富士通は、本サービスの実施期間中および実施期間の終了後6か月間、お客様が対象プログラムの使用条件その他の条件を遵守していることを検証するため、お客様の施設に立ち入り、本項に基づき監査を行うことができるものとします。
- (2) 富士通は、監査の実施にあたって、10営業日以上前に書面によりお客様に通知するものとします。
- (3) 富士通は、本サービスの実施期間中に行う監査において、対象プログラムの稼働履歴を採集し、採集された稼働履歴からお客様が対象プログラムの使用権承諾を遵守していることを確認することができるものとします。稼働履歴の採集にあたっては、富士通は、お客様の使用している対象プログラムを操作し、稼働履歴の出力を実行するものとします。
- (4) 富士通は、本サービスの実施期間の終了後に行う監査においては、前号に加え、対象プログラムが適切にアンインストールされていること、または、使用できない状態であることを確認することができるものとします。
- (5) お客様は、監査の結果、対象プログラム不正使用が認められたときは、不正使用期間（使用月数）および不正使用された対象プログラムの数量に応じた金額を、富士通に支払うものとします。

9. 保証の範囲

- (1) 富士通は、対象プログラムにおいて、マニュアル等との不一致があった旨お客様より通知された場合、お客様の本サービスの実施期間中に限り、富士通の判断により無償で当該マニュアルとの不一致の修正もしくは修正情報の提供を行うものとします。
- (2) 合理的な範囲で富士通が前号の修正、修正情報の提供を繰り返し実施したにもかかわらず、マニュアル等との不一致が修正されなかった場合には、当該マニュアル等との不一致に起因してお客様に生じた損害につき、お客様および富士通によるその損害額等についての協議のうえ、富士通は対象メディアおよび本サービス等の契約金額総額相当額（ただし、過去12か月間に発生した契約金額総額相当額に限る）を上限として、賠償責任を負います。ただし、富士通の責に帰すことができない事由から生じた損害、富士通が予見すべきであったか否かを問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。なお、本号に基づき責任を負う期間は、前号と同じとします。
- (3) 対象プログラムにつき、第三者から著作権または産業財産権（以下合わせて「知的財産権」という）を侵害するものであるとして、お客様に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という）がなされ、お客様から富士通への処理の要請とともに、権限の委任があった場合、富士通は自己の責任と負担において、お客様に代わって当該第三者との紛争を処理するものとします。その際、富士通は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとします。
- (4) 前号において、対象プログラムが当該第三者の知的財産権を侵害するものと判断される場合には、富士通は富士通の判断により、以下のいずれかの措置をとります。
 - a. 当該対象プログラムを侵害のないものに改変すること。
 - b. お客様が対象プログラムを自ら使用することが可能となるよう当該第三者の許諾を得ること。
 - c. 上記a. またはb. の措置がとれなかった場合、富士通は、お客様が当該対象プログラムを使用できなくなることにより被る損害について、お客様および富士通によるその損害額等について協議のうえ、対象メディアおよび本サービス等の代金総額相当額（ただし、過去12か月間に発生した契約金額総額相当額に限る）を上限として、賠償責任を負います。ただし、富士通の責に帰すことができない事由から生じた損害、富士通が予見すべきであったか否かを問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。
- (5) 第(3)号の定めにもかかわらず、お客様が対象プログラムを他のソフトウェアと組み合わせて使用することによりはじめて知的財産権侵害となった場合、またはお客様の富士通に対する指示に起因して紛争が生じた場合等、当該紛争が富士通の責に帰すことができない事由より生じたものである場合には、富士通は第(3)号および前号の義務を負担しないものとします。また、お客様が富士通に通知することなく紛争に対応した場合に要した費用については、お客様が負担するものとします。
- (6) 第(3)号における紛争において、対象プログラムが当該第三者の知的財産権を侵害していなかった場合、当該第三者の知的財産権が

無効であった場合等、当該紛争に理由がないとして当該紛争が終了した場合、お客様または富士通が当該紛争に対応するために要した費用については、お客様と富士通とで折半して負担するものとします。

- (7) 富士通は、第(1)号から第(6)号に基づき負担する責任以外の、対象プログラムの使用または使用不能から生じるいかなる損害（逸失利益、事業の中断、事業情報の喪失その他の金銭的損害を含みますが、これに限らないものとします）に関して一切責任を負いません。たとえ、富士通がそのような損害の可能性について知らされていた場合も同様とします。
- (8) 本契約の他の条項に関わらず、本サービスにおける対象プログラムに関する富士通の責任は、本項に定める範囲に限られるものとし、〔一般条項〕第11条および第12条は適用されないものとします。

10. 富士通株式会社以外からの購入について

前各項の定めにかかわらず、お客様が、対象プログラムを第三者に使用させることを目的として本サービスに関する契約を富士通との間で締結した場合には、本サービス仕様書（本項を除く）における「お客様」は、当該第三者に読み替えられるものとし、対象プログラムの使用権その他本サービスを受ける権利は、富士通から当該第三者に直接提供されるものとします。この場合、お客様は、対象プログラムおよび本サービスのサポートに関し、何らの権利も許諾されるものではないものとします。なお、お客様は、当該第三者の名称等の情報を、富士通に提供するものとします。

以上